

◆前文

	キーワード	例文	趣旨	メモ
前文	<p>全国最多14市町村の合併</p> <p>二元代表制の意義、首長と同じ市民から選挙で選ばれた代表、市民の負託、議会本来の役割</p> <p>地域の声・多様な意見の反映、議員同士の議論を重視した議会活動、情報公開の推進、審議経過の公表、開かれた議会</p> <p>改革の継続</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。</p> <p>平成17年1月1日、広域かつ全国最多となる14市町村で合併した上越市は、自治の一層の推進を図るため、自治の基本理念や市民、市議会、市長の権利・権限及び責務等を定めた上越市自治基本条例を平成20年4月1日に施行した。</p> <p>さらに、自主自立のまちづくりを進めるため、合併当初、旧町村の区域ごとに設置した地域自治区・地域協議会、地域協議会委員の公募公選制を、平成21年10月1日には合併前上越市の区域にも導入し、全市域において、市民の手によるまちづくり活動の仕組みを整えた。</p> <p>こうした中で、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、議会は、市民の信託を受けた議事機関として、行政監視機能及び政策立案機能の充実強化に努め、地方自治の一翼を担う存在として、これまで以上にその役割を果たすことが求められる。</p> <p>このため、上越市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、議員間の自由な議論を展開しながら、広域化した地域の課題やそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要がある。また、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組を確かなものにするるとともに、さらに開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>よって、市民主権による自治の推進に向け、上越市自治基本条例の趣旨を尊重し、議会及び議員の基本となる活動原則、その活動原則に基づく市民及び市長等との関係並びに議会の活動を支えるための体制整備等を明らかにし、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の負託に応えていくため、ここに条例を制定するものである。</p>	<p>条例制定に向けた決意を表すもの</p>	

◆第1章 総則

	キーワード	例文	趣旨	メモ
第1条 目的		<p>この条例は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の負託に応え、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>条例を制定する目的を明らかにするもの</p>	

◆第2章 議会、議員の活動原則

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第2条 議会の活動原則	透明性の追求 合議機関の役割 チェック機能 政策提言 議員間討論 市民の目線 議決責任 不断の議会改革 二元代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正性・透明性、自由討議、情報の公開を保障。</li> <li>市政への監視・チェック機能を高める。</li> <li>政策提言に努める。</li> <li>(自由討議)</li> <li>不断の議会改革を追求する。</li> <li>二元代表制を自覚する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正性・透明性を堅持する。</li> <li>市民に開かれた議会を追求する。</li> <li>市政運営を監視・評価する。</li> <li>市民の多様な意見を適正に反映させる。</li> <li>議員間の自由な討論。</li> <li>市民にわかりやすい表現で説明責任を果たす。</li> <li>不断の議会改革。</li> </ul>	1 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の信託を受けた議事機関であることを自覚し、市の意思決定機能及び立法機能を発揮すること。 (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。 (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させるとともに、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。 (5) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。 (6) 議決責任を深く認識し、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (7) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	議会活動における基本的な活動原則を明示するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例第7条の市議会の権限、第8条の市議会の責務との整合を図る。</li> </ul>
第3条 議員の活動原則	議員間の自由討議 政策提言 個人の議会報告 議員の行動原則 議員の資質向上 チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員間討議。</li> <li>多様な市民意見・市民ニーズ・地域全体の課題の把握、市政への反映。</li> <li>市民への説明責任を果たす。</li> <li>不断の自己研さんを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員相互の自由な討議を重んじる。</li> <li>市民意見・要望等を的確に把握する。</li> <li>議会報告を含め、議会活動に対する説明責任。</li> <li>市民全体の福祉の向上を目指して活動する。</li> <li>不断の自己研さん。</li> </ul>	1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (2) 市政全般の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。 (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。 (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。 (5) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。 (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。 (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。	議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本的な活動原則を明示するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例第9条の市議会議員の責務との整合を図る。</li> <li>市民の意見を把握して市政に反映することは、政策立案、政策提言に通ずる。</li> </ul>

上越市議会基本条例（たたき台）について

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第4条 議長の役割と活動原則	中立・公平な議事運営 議会の代表	<ul style="list-style-type: none"> <li>中立・公正な職務遂行に努める。</li> <li>民主的な議会運営を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中立・公正な職務の遂行。</li> <li>民主的な議会運営を行う。</li> <li>議長は、議会の代表。</li> <li>議会の品位の保持</li> <li>臨時会の招集</li> </ul>	1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。	議長の立場、責務について規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、議長の招集権は自治法で認められていない。</li> <li>法第101条第2項に「議長は議運の議決を経て臨時会招集を請求することができる」という規定がある。</li> </ul>
第5条 会派	定義  会派の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派を結成することができる。</li> <li>会派は、議員の活動を支援する。</li> <li>政策立案、政策決定、政策提言のための調査研究を行う。</li> <li>会派間の調整を行う。</li> <li>同一会派内にあっても議員個人の議決責任を尊重し、同一行動をとらない場合も認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会活動を行うため、会派を結成することができる。</li> <li>基本的政策が一致する議員をもって構成する。</li> <li>会派は、政策立案、政策提言のための調査研究を行う。</li> <li>会派としての説明責任。</li> </ul>	<p>1 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究を行うとともに、所属する議員の活動を支援する。</p> <p>3 会派は、会派活動について、市民に対して説明するよう努める。</p>	会派の定義、役割について規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>「所属する議員の活動を支援する」を削除する意見と原文どおりとする意見の両論があった。</li> </ul>
第6条 議会改革の推進	議会改革の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼性を高めるため、不断の議会改革に努める。</li> <li>議会内に改革検討機関を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不断の議会改革に努める。</li> <li>検討組織の設置（常設か非常設かは未定）</li> <li>分権</li> </ul>	<p>【両論併記】</p> <p>&lt;非常設の場合&gt;</p> <p>1 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置する。</p> <p>&lt;常設の場合&gt;</p> <p>1 議会は、自らの改革に継続的に取り組むため、別に定めるところにより議員で構成する検討組織を設置する。</p>	議会改革に関し、専門の検討組織を設置することを規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見が分かれ、集約できなかったため両論併記とする。</li> </ul>

◆第3章 市民と議会の関係

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第7条 情報公開	透明性の確保 開かれた議会 審議結果の公開 議会だよりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会報告会等を積極的に開催するなど、議会の透明性を高める。</li> <li>議員個々の賛否を公開するなど、審議結果を公開し、議員の説明責任を果たす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に情報発信する。（その中には説明責任を伴う）</li> <li>全ての会議は原則公開とする。</li> <li>重要案件に対する各議員の態度を公表する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、多様な方法を用いて、その有する情報を積極的に発信し、市民への情報公開を徹底する。</li> <li>2 議会は、すべての会議を原則公開とする。</li> <li>3 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努める。</li> </ol>	議会・議員の活動原則を踏まえ、市民に対し積極的な情報公開を進めることを規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例第19条情報公開との整合を図る。</li> <li>無記名投票や起立採決した場合、議員への賛否の確認をどのように行うか、疑問もあるので努力規定とする。</li> </ul>
第8条 市民参画、協働	市民参画 専門的知見の活用 議会報告会など市民の声を聞く多様な機会を設ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画の機会を保障する。（市民が求める場合）</li> <li>参考人制度及び公聴会制度を活用し、議会審議に反映させる。（情報公開での意見）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との意見交換の場を多様に設ける。</li> <li>参考人制度や公聴会制度を活用する。</li> <li>議会報告会は市民にわかりやすく説明責任を果たし、闊達な意見交換に努める。（広報広聴での意見）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進する。</li> <li>2 市民の意見及び専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用に努める。</li> </ol>	議会・議員の活動原則を踏まえ、市民との意見交換の場を確保するなど、市民参画の推進について規定するもの	自治基本条例第33条市民参画との整合を図る。
第9条 議会報告会				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催する。</li> <li>2 議会報告会に関することは、別に定める。</li> </ol>	現在行っている議会報告会を明文化するもの	現在行っている議会報告会を条例で明記。
第10条 広報広聴	積極的な情報発信 広報広聴機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の情報発信の役割を明確にする。</li> <li>広報広聴活動の使命を定める。（広報広聴の重要性を認識し、取り組む）</li> <li>議会と市民の連携を明記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報広聴委員会を設置し、多様な媒体での情報発信に努める。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、情報公開や市民参画の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。</li> <li>2 広報広聴委員会に関することは、別に定める。</li> </ol>	広報広聴活動を専門的に行う組織の設置について規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、議長と常任委員長が前面に出る形で行っている議会報告会は、どこが担当するのか。</li> </ul>

◆第4章 議会と行政の関係

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第11条 市長等との関係	反問権 議決権の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反問権を規定するが、政策提言などを行う中で、ひとつのルールのもとで反問することができる。</li> <li>・議決権の拡大を規定する。</li> <li>・参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、議会の審議に反映させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。</li> <li>・市長等は議員の質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。（反問という言葉に議論があった。再度考える必要がある）</li> </ul> <p>（議員と市長は対等・平等であるという文言を入れるべきという意見があったが、総則、前文に入れてはどうか）</p>	<p>1 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。</p> <p>2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言、提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>	<p>議会と市長等との基本的な関係について規定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一問一答を原則」とし、現状の総括質疑は例外とする。</li> <li>・反問権は柔軟な解釈、運用で行うこととし、「趣旨確認の範囲で」というようなただし書は設けない。</li> </ul>
第12条 政策等の形成過程の説明要求		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な政策や新規の政策については、特に政策の発生源、提案に至るまでの経緯、財源措置、将来にわたるコスト計算などについて市側が説明すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は市長が提案する重要な政策について議会審議における論点、情報を形成しその政策水準を高めることに資するため、市長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。政策発生源、提案に至るまでの経緯、他の自治体の類似する政策との比較・検討、市民参加の有無とその内容、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたるコスト計算</li> <li>・議会は、予算及び決算の審議にあたっては前項の規定に準じてわかりやすい施策別、又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</li> <li>・議会は当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催する。</li> </ul>	<p>1 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p>	<p>議会審議に資するため、市長等に必要な情報の開示を求めることを明文化するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、行政側から予算事業別の資料が提供され、他市と比べてわかりやすくなっている。</li> </ul>

上越市議会基本条例（たたき台）について

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第13条 議決事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想及び基本計画を議決事項とする。（川崎市の条例を参考に）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項は次のとおりとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、または変更。</li> <li>市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画または指針（行政内部の管理にかかる計画または指針を除く）のうち、特に重要なものの策定または変更。</li> <li>姉妹都市もしくは友好都市の提携またはこれらに類するもの。</li> </ol> </li> </ul>	<p>1 地方自治法第96条（昭和22年法律第67号）第2項の規定による議会の議決すべき事件は、同法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。</p>	<p>法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を規定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の基本計画については、全国の趨勢から加えるものとする。</li> </ul>
第14条 政策立案、政策提言		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策立案・政策提言について努力規定で盛り込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員は市長等に対し積極的に政策提言を行うものとする。</li> <li>議会は政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正、決議等の政策提案を行う。</li> </ul>	<p>1 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>議会の活動原則を踏まえ、積極的な政策立案及び政策提言を行うことを規定するもの</p>	

◆第5章 議会運営

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第15条 議会運営	議員間の討議  開かれた議会  チェック機能 政策提言 政策立案機能の強化 審議結果の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会運営に関して条文化して明確化させる。（豊田市のように。）</li> <li>総括質疑については、一問一答方式という意見も出たが、今後のルール化の中で検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は議員相互間の議論を尊重し、公平、公正かつ効率的な議会運営に努めなければならない。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るとともに、公平、公正かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</li> <li>議会は、市民にとって分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努める。</li> </ol>	議会・議員の活動原則を踏まえ、議会運営における基本原則を規定するもの	
第16条 委員会	委員会所見      委員長の責務 中立公平な 議事運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の課題として、委員会所見を出すシステムを確立する。（例えば、常任委員会質疑や委員会視察の成果として。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会審査に当たっては資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努める。</li> <li>所管事項の調査又は審査において、議論した結果、重要事項については委員会所見を積極的に付すものとする。</li> <li>委員会はその所管に属する事項について、調査又は審査を行う時は、専門的な視点から効率的かつ効果的な審議を行うよう、努めなければならない。</li> <li>委員長は委員会の秩序保持に努め、上記3項について責任をもって行わなければならない。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努める。</li> <li>委員会は、その所管する事項の調査又は議案審査を行った結果、重要と判断した事項については、委員会としての所見又は意見を積極的に付すものとする。</li> <li>委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。</li> </ol>	委員会運営における基本原則を規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>定例会の議案や資料は、ホームページで公開されている。</li> <li>委員会の調査については、「所見」と表現し、議案等の審査については、「意見」（付帯意見等）と区分する。</li> </ul>
第17条 政策等の 形成				<ol style="list-style-type: none"> <li>議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、政策調整会議を設置する。</li> <li>議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認める時は、政策検討会議を設置することができる。</li> <li>政策調整会議及び政策検討会議に関することは別に定める。</li> </ol>	政策形成に向けた取り組みについて規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報広聴委員会が聴取した意見等の取り扱いはどうするのか。規定が必要ではないか。</li> <li>政策調整会議は、市民との意見交換会で出された意見や議員・会派、委員会から出された政策提言をプールし、選別、方向性等を協議する。メンバーは、議長、副議長、議運・各常任・各特別委員長を想定する。</li> <li>政策検討会議は作業部会的なもの。メンバーは議員の中から選出。</li> </ul>

◆第6章 政務調査費

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第18条 政務調査費	透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支報告書公開、透明性等は現状では良い。</li> <li>・ しかし、政務調査活動の成果が明らかになっていないので、必ず1年に1回、成果を政策提言などの形にしながらしっかり明らかにしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の規定により政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を適正に執行する。</li> <li>・ 会派の代表者及び議員は、政務調査費の収支報告書をいつでも市民に閲覧可能な状態で保管し、自ら説明責任を果たすものとする。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に執行しなければならない。</li> <li>2 会派及び議員は、使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表する。</li> </ol>	<p>議会・議員の活動原則を踏まえ、政務調査費の執行及び証拠書類の公表について規定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、収支報告書や領収書等の写しを公表している。</li> </ul>

◆第7章 議会の機能強化

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第19条 議会、議員の研修	<p>政策提言を図る議員の資質向上</p> <p>市民参加による研修会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民と一緒にの議員研修会を開催する。</li> <li>・ 研修を実施した後、政策提言に関わるものはその結果を公表するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は政策提言および政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。</li> <li>・ 議会は研修の結果を市民に公開しなければならない。（他の条項に移しても良い）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、政策提言及び政策立案の能力を高めるため、研修を実施する。</li> <li>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。</li> </ol>	<p>議会が行う研修の充実強化について規定するもの</p>	
第20条 交流及び連携の推進				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。</li> </ol>	<p>他の市議会との交流、連携を規定するもの</p>	
第21条 議会事務局の体制整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策立案能力アップのための機能、能力を発揮するために、体制を強化し充実を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。</li> </ol>	<p>議会事務局の体制整備を規定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「機能」とは、調査、政策法務等を意味する</li> </ul>
第22条 議会図書室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書、資料等の充実を図りながら、議員のみならず市民誰もが利用できるものにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議会および議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実を努め、その有効活用を図るものとする。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、議会および議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。</li> </ol>	<p>議会図書室の充実を規定するもの</p>	
第23条 予算の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より円滑な議会運営を実現するための必要な予算の確保に努める。（会津若松市のように）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二元代表制の趣旨をふまえ、議会の機能を確保し円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努める。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会の機能を保持し円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努める。</li> </ol>	<p>議会関係の予算確保について規定するもの</p>	

上越市議会基本条例（たたき台）について

◆第8章 政治倫理

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第24条 政治倫理	基本事項を規定 議員の政治倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治倫理条例が出来ても出来なくても、一般的な倫理性の自覚や影響力を不正に使用しない等の内容は盛り込んで良い。</li> <li>政治倫理条例について、答申が出ていることから、委員長、副委員長に強く要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員は市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしてはならない。</li> <li>議員は市民の代表者として常に人格と倫理の向上に努めなければならない。</li> </ul>	1 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、品位の保持に努めなければならない。	議員の政治倫理について規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、政治倫理条例をつくるかどうかは別にして、一般的な規定とする。</li> </ul>

◆第9章 最高規範性

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第25条 最高規範性				1 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	この条例が議会の最高規範であることを規定するもの	

◆第10章 補則

条項名	キーワード	規定する内容・要点		例文	趣旨	メモ
		1班意見	2班意見			
第26条 見直し等		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要である。細かいところは内規等で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会はこの条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。</li> <li>議会はこの条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</li> </ul>	<p>1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。</p> <p>2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。</p>	条例の定期的な検証、見直しについて規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年を目途に各派代表者会議で検証することを想定する。</li> </ul>